

# 令和7年度「女性活躍推進に関する動画制作・放映業務」 委託仕様書

## 1 業務の目的

男女が家事や育児の負担をともに分かちあう「とも家事・とも育て」や、地域や職場でともに活躍する「ともワーク」の浸透・拡大に向けた動画の制作及び効果的な発信を展開することで、気運の醸成を図り、女性に選ばれる宮崎づくりを推進する。

## 2 業務の名称

令和7年度女性活躍推進に関する動画制作・放映業務

## 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 業務委託の内容

### (1) 動画の制作

#### ① 動画の種類と内容

※制作にあたっては、視聴者が共感・納得し、ターゲット層を考慮した表現や演出を取り入れ、高いクオリティとメッセージ性を兼ね備えた動画とすること。

(ア)「とも家事」版(主なターゲット：家庭で家事・育児に携わっていない男性)

男女が家事・育児を共同で行う意義や楽しさを訴求する動画を2種類制作すること。なお、両動画とも、別途県が調整する県内高校での取材内容を基本コンテンツとすること。

(イ)「ともワーク」版(主なターゲット：企業経営層)

性別にかかわらず、男女がともに仕事の場で活躍することの重要性やメリットを啓発する動画を1種類制作すること。本動画の具体的な企画・内容は、受託者からの自由提案とする。

#### ② 尺の目安

各動画の尺は最大5分程度とする。

## (2) 完成動画の二次利用への対応

### ① ダイジェスト版の作成

完成した各動画については、広報展開のために15秒と30秒程度のダイジェスト版を別途作成すること。

### ② ダイジェスト版の放送・放映

作成したダイジェスト版をテレビCM及び街頭ビジョン(宮崎AMU VISION)で放映すること。放映期間は令和7年11月の1か月間及び令和8年2月又は3月のうち1か月間の合計2か月間とする。また、上記以外の広告頻度やより効果的な配信方法等があれば提案すること。

### ③ SNS広告用の加工

作成した各動画については、SNS広告に適した形式(例:縦型、短尺など)に加工したデータを作成し、併せて納品すること。なお、SNS広告への掲出は別途県にて行うため、費用は本業務の見積積算に含めないものとする。

## 5 業務の実施体制等

### (1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

### (2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

## 6 成果品の著作権等

(1) 契約履行過程で生じた成果品の著作権は、県に帰属する。ただし、県に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に県の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、県は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

(2) 成果品は女性活躍推進に係る広報やPRを目的とした冊子、ウェブサイト等に無償で使用できるようにすること。また、県が認めた第三者に提供する場合も同様の扱いとすること。

## 7 成果品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに生活・協働・男女参画課女性活躍推進室に提出すること。

- (1) 業務完了報告書とそのデータ
  - (2) 本業務により完成した成果品及び成果データ
- ※ データは CD-R 等電子データにて提出のこと。

## 8 委託事業に関する経費の管理等

次に掲げる経費は、委託料には含まないとする。

- (1) 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- (2) 団体等へ加入するための負担金
- (3) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

## 9 受託者の事業遂行上の注意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連携をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。なお、委託業務内容については、企画提案により受託者が特定した後、県との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (6) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (7) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とすること。
- (8) 受託者は、業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (9) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (10) 委託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (11) 性別による役割分担意識等、特定の価値観を押し付けたりすることのないよう、必要に応じて有識者の助言を受ける等の措置をとること。